

ご契約者さま用商品説明資料

正式名称	商品名称
変額個人年金保険(引出保証 I 型)	トゥーサプライズ

特別勘定の運用実績によって積立金額が変動（増減）する
保険料一時払型の変額個人年金保険です。

■ 特徴

POINT 1

契約時に「即時引出プラン」と「ボーナスプラン」のいずれかを選択します。

<即時引出プラン>

契約初年度より、毎年一定額を引き出せます。引出保証年額（契約当初は一時払保険料の5%）を受取れます。

<ボーナスプラン>

契約日の5年経過後より、毎年一定額を引き出せます。一時払保険料の5%がボーナスとして基準引出金額に加算されます。

POINT 2

基準引出金額がステップアップします。

- 5年ごとにステップアップするチャンスがあります。
- 5年ごとの契約応当日末（見直し日）の積立金額が、基準引出金額を上回った場合、基準引出金額がステップアップします。引出保証年額は基準引出金額がステップアップしたのと同じ割合で増加します。

POINT 3

引出保証年額を受取総額を最低保証します。

<即時引出プラン>

引出保証年額を受取総額は、一時払保険料の100%が最低保証されます。

※契約日より20年間の受取りとなります。

<ボーナスプラン>

引出保証年額を受取総額は、一時払保険料の105%が最低保証されます。

※契約日の5年経過後より20年間の受取りとなります。

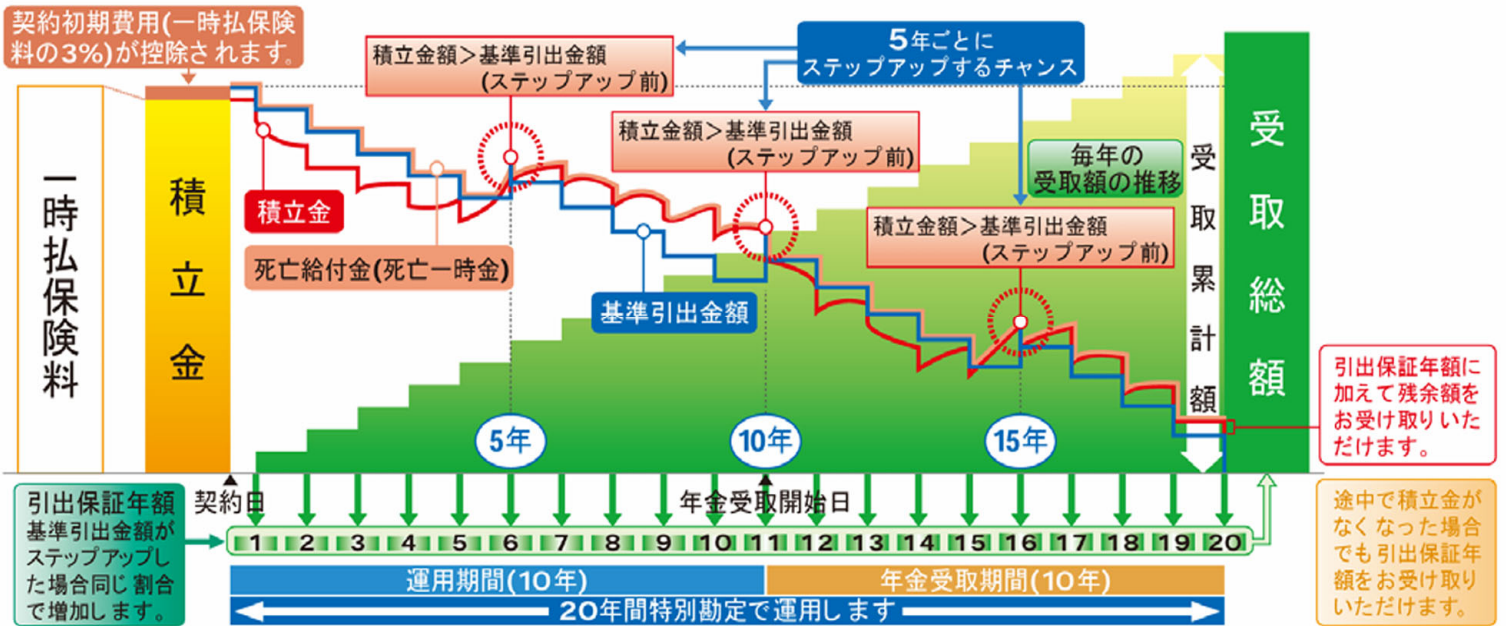


この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績や為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

■【イメージ図】 即時引出プラン 〈特別勘定年金を選択・運用が好調であった場合〉

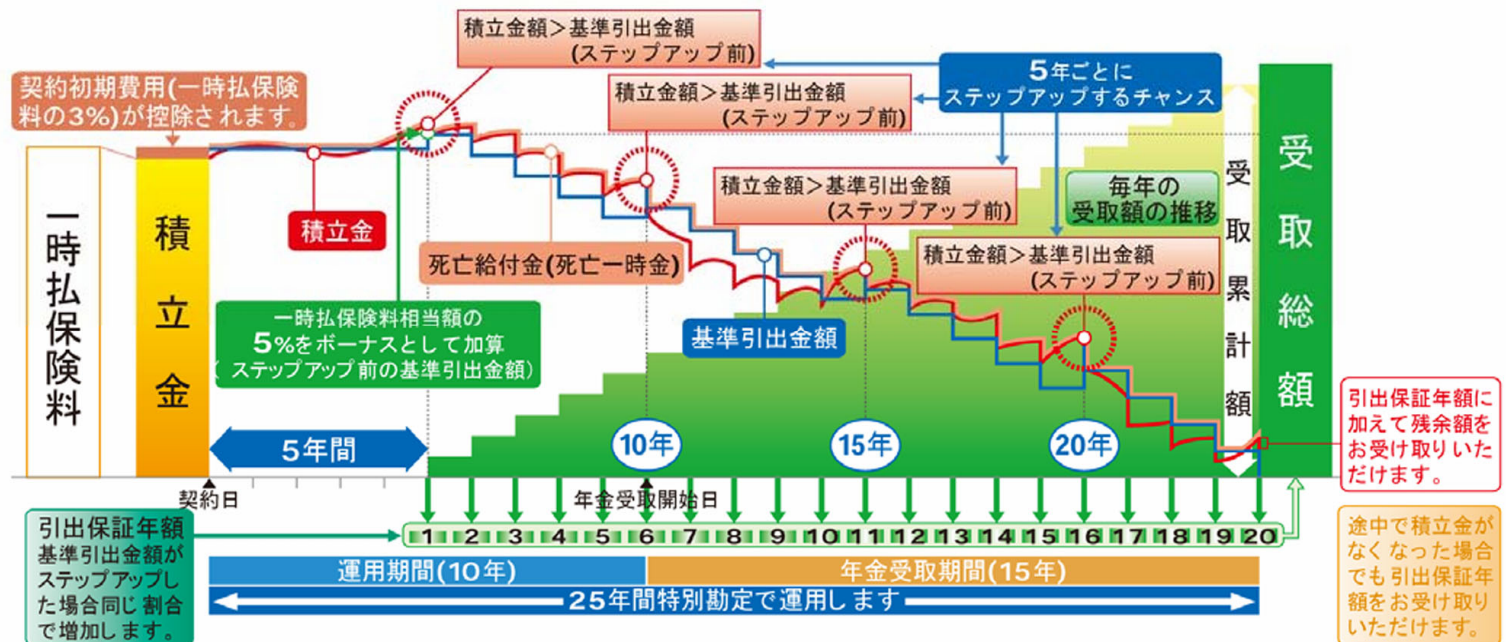
(運用期間10年・年金受取期間10年)



※上図は、運用が好調で契約日から5年経過ごとに基準引出金額が3回ステップアップした場合を仮定して作成しています。また、一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来の基準引出金額、引出保証年額、積立金および死亡給付金等を保証するものではありません。

■【イメージ図】 ボーナプラン 〈特別勘定年金を選択・運用が好調であった場合〉

(運用期間10年・年金受取期間15年)



※上図は、運用が好調で契約日から5年経過ごとに基準引出金額が4回ステップアップした場合を仮定して作成しています。また、一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来の基準引出金額、引出保証年額、積立金および死亡給付金等を保証するものではありません。

■ 引出保証年額の受取総額の最低保証について

※特別勘定年金を選択いただくことが最低保証の前提となります。

即時引出プラン	受取総額は、一時払保険料の100%が最低保証されます。 ※契約日より20年間の受取りとなります。
ボーナスプラン	受取総額は、一時払保険料の105%が最低保証されます。 ※契約日の5年経過後より20年間の受取りとなります。

● 契約時の受取総額の最低保証が変更される場合

- ・一部解約（引出保証年額を超える受取りもしくは年12回を超える受取り）時の積立金額が基準引出金額を下回っている場合
- ・一般勘定年金（確定年金、保証期間付終身年金、夫婦年金）の年金受取方法を選択した場合
- ・運用期間中に定額の年金保険に変更した場合
- ・契約を解約（全額の解約）した場合
- ・ボーナスプランを選択した場合で、契約日から5年以内に一部解約した場合

※引出保証年額は年毎に決められており、当該保険年度に引き出しがなかった場合でも、翌保険年度以降には繰り越されません。1年間引き出しなかった分を2年目に引き出しはできません。

なお、一部解約した場合、基準引出金額が減額されるため被保険者が亡くなった際の死亡給付金についても、それまでの受取総額との合計が一時払保険料を下回る可能性があるので注意してください。

■ 基準引出金額のステップアップについて

- 契約日から5年経過ごとの契約応当日末（見直し日）の積立金額が、その時点の基準引出金額を上回った場合、基準引出金額はステップアップします（見直し日一時点での比較となります）。
- 基準引出金額のステップアップが行われた場合、引出保証年額は、基準引出金額がステップアップした割合と同じ割合で増加します。
- ボーナスプランの場合、契約日から5年経過後の契約応当日末の基準引出金額はつぎのいずれか大きい金額となります。
 - ① 一時払保険料の105%^{*1}
 - ② 5年経過後の契約応当日末の積立金額

*1 契約日から5年経過後の基準引出金額は一時払保険料の105%となります。
- 基準引出金額のステップアップは、見直し日における被保険者年齢^{*2}が80歳に到達するまでとします。見直し日における年齢が80歳を超えている場合、ステップアップはありません。

*2 契約時の被保険者の年齢は、1年未満の端数について6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げます。

■ 年金受取方法について

契約日から10年経過後より年金を受取れます。

年金の受取方法は特別勘定年金、一般勘定年金（確定年金、保証期間付終身年金、夫婦年金）から選択できます。

また、年金の受取方法は年金受取開始日の前日まで変更可能です。

【特別勘定年金】

- 特別勘定年金は、特別勘定での運用を継続しながら、引出保証年額相当額を年金として受取る方法です。
- 特別勘定年金の年金受取期間中は、特別勘定での運用が継続され、死亡時の最低保証（基準引出金額）があるため、保険関係費および運用関係費がかかります。
- 即時引出プランおよびボーナスプランにおける年金額、年金受取期間は、下表のとおりです。

	年金額	年金受取期間
即時引出プラン	引出保証年額* (5年ごとにステップアップするチャンスがあります)	10年
ボーナスプラン		15年

* 5年ごとの契約応当日における積立金額が基準引出金額を上回った場合、基準引出金額がステップアップします（引出保証年額は、基準引出金額がステップアップした割合と同じ割合で増加します）。見直し日における被保険者年齢が80歳を超えている場合、ステップアップはありません。

【一般勘定年金】（特別勘定で運用しない年金）

- 受取総額の最低保証はありません。年金受取開始日*の前日末の積立金額を年金原資として、以下の年金の種類があります。
* 年金受取開始日は運用期間満了日の翌日となります。
- 年金受取時に受取年金額の1%の年金管理費がかかります。特別勘定年金と異なり、保険関係費および運用関係費はかかりません。
- 一般勘定年金の種類
 - ・確定年金 年金受取期間（5年・10年・15年・20年・25年・30年）
一定期間にわたって年金を受取れます。年金受取開始年齢は10歳～85歳までの全年齢です。
 - ・保証期間付終身年金 保証期間（10年・15年・20年・25年・30年）
被保険者が生存している間、年金を受取れます。年金受取開始年齢は50歳～85歳までの全年齢です。
 - ・夫婦年金 保証期間（10年・15年・20年・25年・30年）
被保険者とその配偶者のどちらか一方が生存している間、年金を受取れます。年金受取開始年齢は50歳～85歳までの全年齢です。
※夫婦年金は、被保険者とその配偶者の年齢差が15歳以内の場合に、年金受取時に選択できます。
- 年金の一括受取
 - ・年金受取開始後に年金受取人の申出により、確定年金は年金受取期間、保証期間付終身年金は保証期間の残存期間に対する年金額の現価を一括して受取れます。
 - ・保証期間付終身年金・夫婦年金を選択し、年金受取開始後に一括受取をした場合で、保証期間終了後に被保険者が生存している場合は年金受取が再開されます。

■ 定額の年金保険への変更について

- 契約日から5年以上経過後かつ10年未満（年金受取開始日前）であれば、変更時の積立金額*をもとに定額の年金保険へ変更できます。

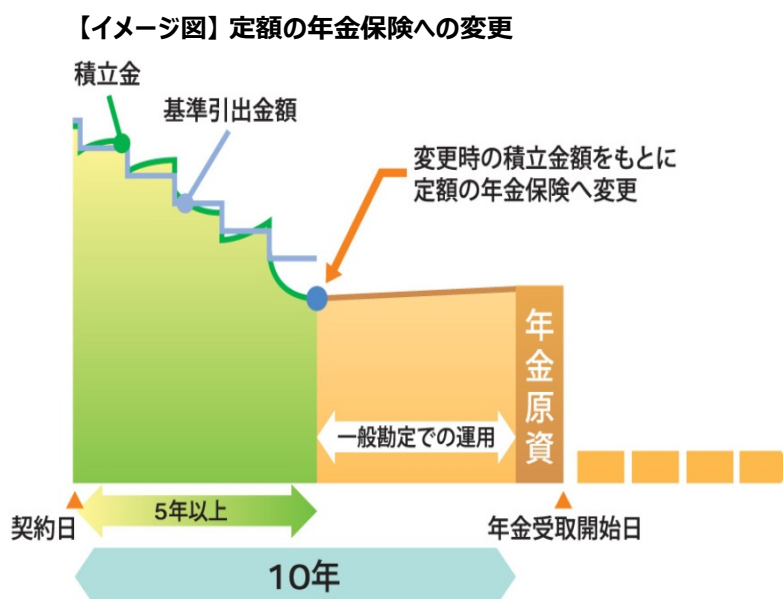
* 基準引出金額ではありません。

※定額の年金保険に変更した場合、受取総額の最低保証はなくなります。

※定額の年金保険への変更は、マニライフ生命が請求を受け付けた日の翌営業日の積立金額（解約返戻金相当額）にもとづき行います。

※変更後は特別勘定による運用を行いません。また、再度特別勘定で運用できません。

※変更した部分の年金額が5万円未満となる場合には、定額の年金保険への変更は取扱いできません。



■ 運用期間

10年（契約日から年金受取開始日の前日までの期間）

■ 保障内容

運用期間中	年金受取期間中	
	保証金額付特別勘定年金	一般勘定年金
<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡給付金 被保険者が死亡した日のつぎのいずれか大きい額を支払います。 ・死亡日の積立金額 ・死亡日の基準引出金額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡一時金 被保険者が最後の年金受取日の前日までに死亡したとき、つぎのいずれか大きい額を支払います。 ・死亡日の積立金額 ・死亡日の基準引出金額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡一時金 被保険者が最後の年金支払日の前日までに死亡したとき、つぎのいずれかから選択できます。 ・保証期間（確定年金の場合は年金受取期間）の年金現価の受取り ・残存期間の年金の継続受取

■ 付加できる特約

指定代理請求特約	年金受取人が年金を請求する意思表示ができない等の場合、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求できます。
新後継年金受取人指定特約	契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金受取人が年金支払開始日以後に亡くなった場合の新たな年金受取人（後継年金受取人）をあらかじめ指定できます。
遺族年金特約	運用期間中に被保険者が亡くなった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金として、死亡給付金受取人に年金を支払います。 年金の種類は、確定年金（5年・10年・15年・20年・25年・30年）です。

※指定代理請求特約・新後継年金受取人指定特約は、2008年8月より中途付加の取扱いを開始しました。それ以前に加入された方も中途付加が可能です。

■ 契約後の取扱い

特別勘定	「特別勘定のしおり」や「マニユライフ生命ホームページ」を参照ください。		
積立金の移転（スイッチング）	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別勘定での運用期間中は、積立金の全部または一部を移転（スイッチング）できます。 ● 最低申込金額は1万円以上、1円または1%単位（手数料についてはP.6「諸費用について」参照） 		
契約者配当金	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別勘定での運用期間中は配当金はありません。 ● 一般勘定年金（確定年金、保証期間付終身年金、夫婦年金）の年金受取期間中および定額の年金保険への変更後は、5年ごとに利差配当を行います。特別勘定年金に配当金はありません。 		
契約者貸付	取扱いません	増額	取扱いません
解約（全額の解約）	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用期間中に契約を解約して、解約返戻金を受取れます。ただし、契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われ、受取総額の最低保証はありません。 ● 解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。解約返戻金には最低保証がありませんので、受取総額は一時払保険料を下回ることがあります。 ● 解約返戻金額は、解約計算基準日（マニユライフ生命が請求を受け付けた日の翌営業日）における積立金額です（基準引出金額ではありません）。また、運用期間中および特別勘定年金の年金受取期間中に積立金がなくなった場合の解約については、解約返戻金はありません。 		
一部解約	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用期間中に契約を一部解約して解約返戻金を受取れます。ただし、一部解約した場合は受取総額の最低保証が変更される場合があります。 ● 一部解約とはつぎのいずれかの場合です。 <ul style="list-style-type: none"> ・引出保証年額を超える受取り ・1保険年度に12回を超える受取り ● 一部解約後の基準引出金額は、つぎの①と②のいずれか小さい金額となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一部解約時の基準引出金額 - 一部解約額 ② 一部解約時の積立金額 - 一部解約額 <p>※一部解約をする場合、積立金はすべての特別勘定から同一の割合で減額されます。 ※一部解約後の基準引出金額が50万円未満となる場合は、一部解約できません。 ※ボーナスプランを選択し契約日から5年以内に引き出しを行った場合も一部解約となります。その場合、契約日から5年経過後の契約応当日末のステップアップは、一部解約後の基準引出金額の105%かその時の積立額どちらか大きい金額となります。</p>		

■ 運用期間中と年金受取期間中のおもな取扱い

	運用期間中	年金受取期間中（特別勘定年金）
分割での受取り	可能（引出予約：年1回、6回、12回から選択）	可能（年金受取回数の指定：年1回、6回、12回から選択）
任意引出	可能	不可
一部解約（くわしくはP.5「契約後の取扱い」参照）	可能	不可（全額の解約となります）
定額の年金保険への変更（くわしくはP.4「定額の年金保険への変更について」参照）	可能	不可
年金受取方法の変更（くわしくはP.4「一般勘定年金」参照）	可能	不可

■ ご確認いただきたいリスクについて

● 運用のリスクについて

変額個人年金保険（引出保証 I 型）の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。

このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額（一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等のお受取りになる金額の合計額）が払込保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者に帰属します。

■ 諸費用について

● 契約初期費用（すべての契約者に負担いただく費用）

契約初期費用	一時払保険料に3.0%を乗じた金額
--------	-------------------

※契約時に一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。保険契約の締結等に必要な費用です。

● 保険関係費と運用関係費（すべての契約者に負担いただく費用）

・保険関係費と運用関係費は、積立金が特別勘定で運用されている間、各特別勘定の積立金から、積立金に下記年率の1/365を乗じた金額を毎日控除します。

・特別勘定年金を選択した場合は、特別勘定年金の年金受取期間中も控除します。

	世界分散型15	世界分散型25	世界分散型35
保険関係費	年率2.09%	年率2.32%	年率2.51%
運用関係費	年率0.32%程度（税抜）	年率0.33%程度（税抜）	年率0.34%程度（税抜）

※保険関係費…受取総額の最低保証および死亡保障のための費用、契約の維持等に必要な費用です。

※運用関係費…特別勘定の運用にかかわる費用で、特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等が含まれます。

また、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更する可能性があります。

※上記の費用を控除したうえでユニットプライスは計算されます。

● スイッチング手数料（特別勘定のユニットプライスを計算した後に特定の契約者に負担いただく費用）

・年間12回まではスイッチングを無料で行えます。

・年間12回を超えるスイッチングに対しては、スイッチング手数料として1回の移転につき2,500円を移転元の積立金から控除します。

※年間とは、契約日または契約応当日から起算して1年間（1保険年度）にあたります。

● 年金管理費（特定の契約者に負担いただく費用）

・特別勘定年金を除く、年金（遺族年金を含む）受取期間中にかかる費用です。

・受取年金額の1%を、年金管理費として控除します。

■ 契約後の情報提供等

- 「**四半期運用実績のお知らせ**」 契約内容について、年4回お知らせします。

<保険契約全体について>

- ・ 保険証券番号
- ・ 契約者名
- ・ 被保険者名
- ・ 死亡給付金額
- ・ 基準引出金額
- ・ 引出保証年額
- ・ 解約返戻金額
- ・ 3か月間の契約内容変更履歴(積立金の移転、一部解約を含む) 等

<特別勘定について>

- ・ 積立金額
- ・ ユニット数
- ・ ユニットプライス

- 「**クォーターパフォーマンス レポート**」 特別勘定の運用概況について、年4回お知らせします。

- ・ ユニットプライスの推移
- ・ 組入銘柄 等

- 「**(特別勘定) 決算のお知らせ**」 特別勘定の決算内容について、事業年度末の情報を決算確定後にお知らせします。

- ・ 特別勘定資産の内訳
- ・ 特別勘定の運用実績 等



マイページ

mypage.manulife.co.jp

ご登録はこちら

- 契約内容のご照会
- 住所・電話番号の変更等、各種手続き
- チャットのご利用 等



変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間9:00~17:00
(土日祝・12/31~1/3は除く)

- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求
- スイッチングのお申出 等

この資料は、ご契約者さま用商品説明資料です。商品の詳細については、次の資料をご覧ください。

ご契約のしおり／約款

特別勘定のしおり

募集代理店

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社



変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp